

●前文	※附記：今までの議論で出た意見や課題
<p>●前文</p> <p>私たちの我孫子市は歴史・文化を大切にし、手賀沼や利根川に囲まれた水と緑の豊かな環境を生かしたまちづくりを基本に歩み続け、現在の我孫子のかたちがある。</p> <p>平成12年4月に地方分権一括法の施行により機関委任事務制度が廃止され、国と地方の役割分担が制度上明確化された。</p> <p>地方自治体は自らの責任において、全ての事務を決定することになり、これらの事務に対する議会の権限が強化された結果として、議会の果たすべき役割及び責務は益々大きいものとなった。</p> <p>我孫子市議会は議会運営の活性化と開かれた議会を目指し、数々の議会改革に取り組んできたが、我孫子市を取り巻く社会環境は急速に変化し続けている。この激動の時代に対応した持続可能な自治体としていくためには、市民の信託を受けた意思決定機関である議会は、絶えざる自己変革を行っていかねばならない。</p> <p>議会は、市民が首長及び議員を直接選挙で選ぶ二元代表制の一翼として、執行機関との健全な緊張関係を保ち、市民からの信頼に応えるため、積極的に市民と情報を共有し、市民参加の条件を整え、市民との対話を続ける中で、議員間の討議を活性化することにより、市民の多様な意見を迅速に集約し意思決定を果たしていくとともに、合議機関としての機能を発揮して、政策立案や政策提言を行わなければならない。</p> <p>議員は、寛容と品格を備え、資質の向上を図り、全体の奉仕者としての自覚をもって政治倫理に徹し、誠実・公正に議会活動に取り組み市民の信頼を得る必要がある。</p> <p>我孫子市議会議員総意のもと、議会の今後のあり方を明確にし、議会機能の充実や議会の活性化をより一層進め、市民の負託に全力で応えていくことを決意し、議会の最高規範として、ここに我孫子市議会基本条例を制定する。</p>	<p>(前文)</p> <p>※前文は、以下のような様々な意見が出され、3点については決定した。なお、各骨子案検討後、再度検討することになっている。</p> <p><決定事項></p> <p>※全体的に市民にわかりやすい表現にした方が良いとの意見があり、今後工夫することとなった。</p> <p>※「二元代表制」は他市議会の条例を参考に、わかりやすい説明の加筆をすることで決定した。</p> <p>※「情報を公開」の「公開」を、「共有」という言葉に変えた方が良いとの意見があり、変更することで決定した。</p> <p><主な意見></p> <ul style="list-style-type: none"> ・目指すキーワードは、すべて網羅されているのではないかとの意見があった。 ・たたき台としては、全体的に良いのではないかとの意見があった。 ・導入部分については、もう少し深みのある我孫子らしさを表現できないかとの意見があった。 ・「機関委任事務制度が廃止され、」の意味がわからない市民が多いのではないかとの意見があった。 ・「数々の議会改革」の具体的な例を追加した方が市民にわかりやすいのではないかとの意見と「数々の議会改革」の具体的な例を追加するのは、それが議会改革と判断するかは、個々によって違うため、逆に入れない方がいいのではとの意見があった。 ・「議会は決め事をする場」ということをもっと強く表現して欲しいとの意見があった。 ・「我孫子市議会議員総意」とあるが、本当に「総意」がとれるのかとの意見があった。

●目的・定義	※附記：今までの議論で出た意見や課題
<p>(目的) この条例は、地方自治法の本旨に基づき、議会及び議員の活動原則等の基本的事項を定めることにより、市民に開かれた倫理観ある質の高い議会として市民の負託に応えるとともに、市議会の活性化を図り、住民福祉の向上及び市政の発展に寄与することを目的とする。</p>	<p>(目的) ※目的の中に「市の基本構想」の文言はそぐわないとの意見があり、「基本構想が目指す我孫子らしさのまちづくりを進め」を削除し、「市議会の活性化を図り」を追加することで決定した。</p>

●議会運営の原則・議員活動の原則	※附記：今までの議論で出た意見や課題
<p>(議会運営の原則) 議会は、次に掲げる原則に基づき運営するものとする。 (1) 市民を代表する議事機関として公開性、公正性及び透明性を確保し、市民に開かれた議会運営を行うこと。 (2) 議決責任を重く認識し、迅速に議会としての意思決定を行うこと。 (3) 市民の多様な意見を的確に把握し、市政に反映させるための議会運営を行うこと。 (4) 議員間の討議を積極的に行い、市政の課題に関する論点や争点を明らかにすること。 (5) 政策立案及び政策提言に積極的に取り組むこと。</p> <p>(議員活動の原則) 議員は、次に掲げる原則に基づき活動をするものとする。 (1) 二元代表制の一翼を担う意思決定機関であることを認識し、議員間の討議を重んじること。 (2) 市政の課題及び多様な市民の声を的確に把握することに努め、政策立案及び政策提言を行うことにより、市民生活の向上を目指すこと。 (3) 自らの資質向上のため、不断の研鑽に努めること。 (4) 議員は自らの議会活動について、市民に対して説明責任を果たすよう努めること。</p> <p>(会派) 議員は、同一理念を共有する他の議員と議会活動を行うための会派を結成することができる。 2 会派は、政策立案、政策決定、政策提言等において議論を尽くし、その意思を表明することができる。</p> <p>(代表者会議) 地方自治法（以下「法」という。）第100条第12項に基づく協議又は調整の場として代表者会議を設置することができる。</p> <p>(全員協議会) 全員協議会について必要な事項は、我孫子市議会全員協議会規程（平成6年我孫子市議会訓令第3号）で定めるものとする。</p>	<p>(議会運営の原則) ※通年議会とするべきとの意見と現行の制度をうまく運用すべきとの意見があった。また、全国的にも例が少ないため、充分調査し検討すべきとの意見があり、今後検討することとなった。 ※議員間の討議は、委員会活動において議案、請願・陳情、共通する重要なテーマについて行うこととし、条例に明記することで決定した。なお、その詳細、運用方法については今後検討することとなった。<骨子6と共通課題></p> <p>(議員活動の原則) ※(2)の「市民生活の向上を目指す。」とあるが、目的・定義においては、「住民福祉の向上」としている。</p> <p>(議会運営委員会) ※地方自治法及び委員会条例で定められているため、あえて条例明記しないことで決定した。</p> <p>(会派)及び(代表者会議) ※「会派」及び「代表者会議」ともに、条例に位置づけ、明記することで決定した。</p> <p>(全員協議会) ※当項目の条例明記については、特に議論されいない。</p>

●市民と議会の関係	※附記：今までの議論で出た意見や課題
<p>(情報公開) 議会は、議会活動に関して有する情報を積極的に公表し、透明性を高めるとともに、説明責任を十分に果たすものとする。 2 議会は、すべての会議を原則公開とする。</p> <p>(議会への市民参加) 議会は、市民の意向を議会活動に反映することができるよう、広く市民の意見を聴取する機会の確保に努めるものとする。</p>	<p>※骨子4については、他の骨子との関連もあることから、意見集約ができていない項目が多く残っている。</p> <p>(議会への市民参加) ※市民の責務（市民に求めるもの）についても、条例に明記すべきとの意見があった。</p> <p>(議会報告会・意見交換会等) ※当項目は、以下のような様々な意見があり、今後も継続して検討することになっている。 ・議会としての議会報告会の開催は必要である。 ・各会派・議員が報告会や意見交換会を行っていることなどから条例に明記する必要はないのではないか。 ・議会報告会の位置づけが一番の課題。議会報告会とするのか、意見交換会とするのか。 ・議会報告会を行うのであれば、議員全員の賛同が必要である。そういった意味では、努力義務の範囲になってしまう部分もある。 ・議会報告会を行っている先進地ややめた先進地を調査し、安易ではなく十分煮詰めたうえで決める必要があるのではないか。 ・骨子8の議論において、出前委員会等の手法を中心に実施すべきとの意見があった。これらについて、整合性を図る必要がある。</p> <p>(参考人制度及び公聴会制度) ※当骨子で、条例に明記すべきとの意見があった。<骨子7に関連記載></p>

●議会と行政の関係	※附記：今までの議論で出た意見や課題
<p>(議会と市長等の関係) 議会は、市民の意思を代表する合議制の機関として、二元代表制の趣旨を踏まえ、常に市長等と健全な緊張関係を保ち、市政発展に取り組まなければならない。</p> <p>2 議長から本会議又は委員会に出席を要請された市長等は、議長又は委員長の許可を得て、議員の質疑又は質問に対して、論点を明確化し議論を深める目的で反問する事ができる。</p> <p>(議決事件の追加) 議会は法第96条第2項の規定に基づき、必要な事項を議決事項として追加する場合は、その理由及び根拠を明確にしなければならない。</p> <p>(議会審議における論点及び争点整理) 議会は、重要な政策、計画、事業等(以下、「政策等」という。)について、議会審議における論点を整理し、その審議を深めるため、市長等に対し、次の各号に掲げる事項の説明を求めるものとする。</p> <p>(1) 政策等を必要とする背景 (2) 提案に至るまでの経緯 (3) 総合計画との整合性 (4) 他の自治体の類似する政策等との比較検討 (5) 市民参加の実施の有無及びその内容 (6) 政策等の実施に係る財源措置及び将来にわたるコスト計算</p> <p>(政策立案及び政策提言) 議会は、条例の制定、議案の修正、決議等を通じて積極的に政策立案及び政策提言を行うものとする。</p> <p>(予算及び決算) 議会は、予算及び決算の審議に当たっては、市長等に分かりやすい説明を求めるものとする。 2 議会は、決算審査に当たって市長等が執行した事業等の評価を行うものとする。</p>	<p>(議会と市長等の関係) ※反問権については、その目的を含めて条例で明記することで決定した。</p> <p>(議決事件の追加) ※「議決事件を追加又は削除する場合は、その理由及び根拠を明確にしなければならない。」と規定を加えることにより、今後、こういった案件を対象にするか含みを持たせることとし、条例に明記することで決定した。</p> <p>(議会審議における論点及び争点整理) ※「議会審議における論点及び争点整理」は、「政策等形成過程の説明」とあわせて条例に明記することで決定した。なお、詳細は、今後検討することとしている。</p> <p>(政策立案及び政策提言) ※条例に明記することで決定した。なお、詳細は、今後検討することとしている。</p> <p>(予算及び決算) ※条例の明記する方向であり程度意見が一致したが、条例に市長等を主語にするものを盛り込むのはどうかなどの意見があり、決定には至っていない。「市長等は、執行した事業等の評価を予算に十分反映させるよう努めるものとする。」等</p>

●議会と行政の関係	※附記：今までの議論で出た意見や課題
<p>(適正な議会費の確立) 議会は、適正な議会の活動費を確立するため、自ら議会費の予算要望書を作成し、市長に提出することができる。</p>	<p>(適正な議会費の確立) ※条例に明記することで決定した。なお、詳細は、今後検討することとしている。</p> <p>(文書質問) ※当項目は、以下のような様々な意見があり、実施する・しないを含めて今後研究し結論を得ることとした。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施する場合、閉会中に限るとの意見といつでも可能でよいのではないかと の意見があった。 ・位置づけが難しく、明記する必要はないのではないか。 ・実施した場合、乱発の恐れがある。また、対応する職員の負担が大きくなる のではないか。 ・公開が原則となるため、個人情報の取り扱いにも注意が必要となる。 ・資料請求との兼ね合いが難しい。 ・議員個々の慎重な判断が必要となる。 ・慎重な検討が必要である。

●議員間の自由討議	※附記：今までの議論で出た意見や課題
<p>(議員間の自由討議) 議会は、言論の府であることを十分に認識し、議員相互間の自由な討議を中心とした運営に努めるものとする。</p>	<p>(議員間の自由討議) ※議員間の討議は、委員会活動において議案、請願・陳情、共通する重要なテーマについて行うこととし、制度として条例に明記することで決定した。なお、その詳細、運用方法については今後検討することとなった。<骨子3と共通課題></p>

●委員会活動	※附記：今までの議論で出た意見や課題
<p>(委員会の活動)</p> <p>議会は、市政の諸課題を適正に判断し、委員会の専門性と特性を活かした適切な運営に努めなければならない。</p> <p>2 議会は常任委員会、特別委員会等の運営に当たり、参考人制度及び公聴会制度を活用するものとする。</p> <p>3 議会は、委員会審査に当たって、資料等を積極的に公開し、市民に分かりやすい議論を行うように努めなければならない。</p> <p>4 委員長は、議員間の自由討議による合意形成に努め、委員長報告に当たっては、審査における論点や争点等を明確にするよう努めるものとする。</p> <p>5 委員会は、審査の経過等を説明し、市民との情報共有を図るため、出前委員会等の開催に努めるものとする。</p>	<p>(委員会の活動)</p> <p>※参考人制度及び公聴会制度の明記については、骨子4の意見や課題にも記載されている。</p> <p>※委員長報告について、条例に明記することで決定した。</p> <p>※「委員会は、委員会条例に定めるところにより公開しなければならない。」については、骨子4において原則公開としているため、あえて条例に明記していない。</p> <p>※出前委員会等については、「～開催に努めるものとする。」との書き口で条例に明記することで決定した。なお、以下のような意見がだされた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・議会報告会との兼ね合いを検討する必要がある。 ・議会報告会よりも委員会活動を中心に、出前委員会等を行ってはどうか。 ・議会報告会よりも自由に運営できるのではないか。 ・名称（出前委員会や出前講座等）や仕組み・運営方法などの詳細を検討する必要がある。

●議会及び事務局体制の充実(政務調査費を含む)	※附記:今までの議論で出た意見や課題
<p>(議員研修の充実強化) 議会は、議員の政策形成及び立案能力の向上を図るため、議員研修の充実強化を図るものとする。 2 議会は、議員研修の充実強化に当たり、広く各分野から専門的知識を取り入れるよう努めるものとする。</p> <p>(他の自治体議会等との交流及び連携) 議会は、他の自治体議会等との交流及び連携を図り、分権時代に対応した議会のあり方についての調査研究を図るものとする。</p> <p>(議会事務局の体制整備) 議会は、政策提案機能、立法機能、監視機能及び調査機能を補助させるため議会事務局の体制整備を行うものとする。</p> <p>(議会図書室の利用) 議会は、議員の政策形成及び立案能力の向上を図るため、議会図書室の図書の実に努めるものとする。</p> <p>(議会広報の充実) 議会は、情報通信技術の発達を踏まえた多様な広報手段を活用し、多くの市民が議会及び市政への関心を高めるため議会広報活動の充実強化に努めるものとする。</p> <p>(政務活動費)</p>	<p>(議員研修の充実強化) ※この条例に関する周知・研修は、骨子10に記載することで決定した。</p> <p>(他の自治体議会等との交流及び連携) ※政策提案とか政策立案能力の向上という意味から、このような連携も必要との意見があり、条例に明記することで決定した。</p> <p>(政務活動費) ※条例に明記する方向で協議を行ったが、25年3月定例会で政務調査費の条例改正が行われるため、改正後検討することとなった。したがって、現時点では未定となっている。</p>

●議員の政治倫理、身分・待遇(定数・報酬を含む)	※附記：今までの議論で出た意見や課題
<p>(議員の政治倫理) 議員は選挙で選ばれた市民の代表として市民の負託に応えるため、高い倫理観が求められていることを深く認識し、品位・清廉を尊び、高い見識を身につけなければならない。 2 議員の地位・権限を行使することにより、市長等の公正な職務執行を妨げること及び疑惑を持たれる行為をしてはならない。</p> <p>(議員定数) 議員定数は我孫子市議会議員の定数を定める条例で定めるものとする。 2 議会は、議員定数の改正に当たっては、参考人制度及び公聴会制度を十分に活用することにより、市民の意向を把握し、本市の実情にあった定数を検討するものとする。</p> <p>(議員報酬) 議員報酬は、我孫子市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例で定める。 2 議会は、議員報酬の改正に当たっては、参考人制度及び公聴会制度を十分に活用することにより、市民の意向を把握することができる。 3 議会は、前項の規定により把握した結果を市長に提出することができるものとする。</p>	<p>(議員の政治倫理) ※協議の結果、先進市の一部で見られる「政治倫理条例」は、別途策定しないことで決定した。 ※「市長等執行機関の公正な職務執行を妨げること」について、条文案に盛り込むか否かについては、4月24日の委員会で協議することとなった。 ※表現を義務規定にするか、努力規定にするか、4月24日の委員会で協議することとなった。 ※「不正の疑惑～」などのマイナスイメージを連想させる表現でなく、「公正な職務執行に努める」などのプラスイメージを与える表現で文案を作成してはどうかとの意見があった。</p> <p>(議員定数)及び(議員報酬) ※議員定数及び報酬においては、既存の条例があるため、議会基本条例においてわざわざ「～条例で定める」と規定する必要がないのではないかとの意見が出ている。</p>

●条例の位置づけ及び見直しの手続き	※附記：今までの議論で出た意見や課題
<p>(条例の位置づけ) この条例は、議会における最高規範とする。議会は、議会に関する条例その他の規程を制定し、又は改廃する場合においては、この条例に定める事項との整合を図らなければならない。</p> <p>2 議会は、議員にこの条例に規定する内容の周知徹底を図るため、一般選挙及び補欠選挙を経た任期の開始後、速やかに、この条例に関する研修を行わなければならない。</p> <p>3 議会は、市民の意思を市政に的確に反映させるため、継続的に議会改革に取り組むものとする。</p> <p>(見直し手続き) 議会は、この条例の目的の達成の可否について、適宜、検証するものとする。</p> <p>2 議会は、前項の規定による検証の結果、議会運営に関する制度の改善が必要と認められた場合は、この条例の改正を含め、適切な措置を講ずるものとする。</p> <p>3 この条例の改正に当たっては、本会議において改正理由及び改正案の提出に至った経緯について説明しなければならない。</p>	<p>(条例の位置づけ) ※「最高規範性」は明記することで決定した。 ※この条例に関する周知・研修は、骨子10に記載することで決定した。</p> <p>(見直し手続き) ※見直しを行う場については、議会運営委員会で行うかもしくは、別組織を設置して行うか議論となった。 →協議の場は、議会運営委員会での意見が多かったが、継続性の観点から当面、議会改革特別委員会で協議を行い、その後、議会運営委員会で条例改正の決定を行ってはどうかとの意見で概ね意見がまとまった。</p>